

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件について

令和 6 年 7 月 8 日
厚生労働省

今般制定された、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 241 号）について、新たに承認される医療機器の特定保守管理医療機器としての指定に関しては、当該医療機器が既存の一般的名称（※）に該当しない場合において、保守点検、修理その他の管理に専門的な知識及び技能を必要とすることから、当該医療機器についてその適正な管理が行われなければ疾病の診断、治療又は予防に重大な影響を与えるおそれがある場合については、当該医療機器の承認等と一体的に指定が行われるものであり、

- ・ 当該医療機器の承認等の前は、当該医療機器についての性能等の評価が実施途上の段階であり、確定しているものではないため、指定の必要性が明らかではなく、指定について意見公募を行うことが不可能であり、
- ・ また、当該医療機器の承認等の後に指定について意見公募を行うことは、指定が行われるまでの間必要な規制が設定されていない期間が存在することとなるため、承認等と同時に行う必要がある

ことから、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 1 号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成 16 年厚生労働省告示第 298 号）別表に規定されている名称

（参照条文）

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条（略）

2・3（略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

- 一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二～八（略）

担当：厚生労働省 医薬局医療機器審査管理課